

経済産業省

平成 18・03・17 原院第 1 号
平成 1 8 年 3 月 2 7 日

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-234c-06-4

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 1 7 年 3 月 2 8 日付け、平成 1 7 ・ 0 3 ・ 2 2 原院第 1 号、N I S A - 2 3 4 c - 0 5 - 5）の一部を別紙のとおり改正する。

本改正は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

なお、この内規の適用の際現にエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 9 3 号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 8 条第 1 項の熱管理士免状の交付を受けている者については、なお従前の例による。

(別紙)

○主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成17年3月28日付け、平成17・03・22原院第1号、NIS A-234c-05-5)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ロ)船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者</u></p> <p><u>(ハ)ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許又は同条第2号の1級ボイラー技士免許を受けている者</u></p> <p>(ニ)エネルギーの使用合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ロ)ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許又は同条第2号の1級ボイラー技士免許を受けている者</u></p> <p><u>(ハ)船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号の1級海技士(機関)としての海技士免許を受けている者</u></p> <p>(ニ)エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第8条の熱管理士免状の交付を受けている者</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p>